



株式会社を対象とするコロナウイルスによる影響軽減のための各種提出期限延長措置

(2020年5月19日現在)

項目	通常	延期措置等
1. 法人税申告書(PND50)	2019年度会計期間で2020年4月中から8月中に申告すべきもの	2020年8月31日まで
2. 中間法人税申告書(PND51)	2019年度会計期間で2020年4月中から8月中に申告すべきもの	2020年9月30日まで
3. 歳入法典第71条の2に定める相互関係を有する会社又は法人格を有する組合の年次報告書(ディスクロージャーフォーム)	2019年度会計期間で2020年4月から8月中に申告すべきもの	2020年8月31日まで
4. 源泉徴収税 PND1,PND2,PND3, PND53,PND54	<p>2020年4月7日又は歳入局電子申告の場合4月15日までを申告期限とする2020年3月分の源泉徴収税</p> <p>2020年5月7日又は歳入局電子申告の場合5月15日までを申告期限とする2020年4月分の源泉徴収税</p> <p>以下の課税月については、電子申告による場合のみ延長</p> <p>2020年3月-4月 2020年5月 2020年6月 2020年7月 2020年8月</p>	<p>2020年5月15日まで</p> <p>2020年5月15日まで</p> <p>2020年6月1日 2020年6月30日 2020年7月31日 2020年8月31日 2020年9月30日</p>



<p>5. 付加価値税 (VAT) P.P.30 様式 P.P.36 様式</p>	<p>2020年4月15日又は歳入局電子申告の場合4月23日を申告期限とする2020年3月分のVAT</p> <p>2020年5月15日又は歳入局電子申告の場合5月23日を申告期限とする2020年4月分のVAT</p> <p>以下の課税月については、電子申告による場合のみ延長 2020年3月-4月 2020年5月 2020年6月 2020年7月 2020年8月</p>	<p>2020年5月23日まで</p> <p>2020年5月23日まで</p> <p>2020年6月1日 2020年6月30日 2020年7月31日 2020年8月31日 2020年9月30日</p>
<p>6. 特定事業税 (SBT) P.T.40 様式</p>	<p>2020年4月15日又は歳入局電子申告の場合4月23日を申告期限とする2020年3月分のSBT</p> <p>2020年5月15日又は歳入局電子申告の場合5月23日を申告期限とする2020年4月分のSBT</p> <p>以下の課税月については、電子申告による場合のみ延長 2020年3月-4月 2020年5月 2020年6月 2020年7月 2020年8月</p>	<p>2020年5月23日まで</p> <p>2020年5月23日まで</p> <p>2020年6月1日 2020年6月30日 2020年7月31日 2020年8月31日 2020年9月30日</p>
<p>7. 印紙税 現金で納付する場合</p>	<p>納税者が印紙を貼付する代わりに現金で2020年4月1日から2020年5月15日までに支払わなければならない場合</p>	<p>2020年5月15日まで</p>
<p>8. DBDへの財務諸表の提出</p>	<p>決算日より4カ月以内に承認し、株主総会開催による承認日より1ヶ月以内に提出しなければならない。</p>	<p>株主総会開催ができない理由を記載した説明文を提出して延期することができる (無期限) *総会は、タイ国内外を問わず、通信会議により行うことができる。</p>
<p>9. BOI法人税免税恩典許可申請書に期限</p>	<p>法人所得税申告期限より30日以上前</p>	<p>2020年7月31日又は法人所得税申告期限最終日30日前</p>



10. 個人所得税 (PND.90,PND.91)	2020年3月31日以内	2020年8月31日以内
11. 社会保険事務所	給与支払日の月の翌月15日まで。 雇用者負担分及び従業員負担分は5%。	2020年3月から5月分の給与についての社会保険料の納付期限を3か月後に延期する。 - 2020年3月分の給与、2020年7月15日まで。 - 2020年4月分の給与、2020年8月15日まで。 - 2020年5月分の給与、2020年9月15日まで。 3月から5月分の給与について社会保険料率を軽減する。 - 雇用者4% - 従業員1%
12. 特別な取引を有する者に関する情報の提出（最初の提出のみ）	2020年3月31日以内	2020年6月30日以内

関連通達

1. 仏歴 2563(2020)年3月31日付財務省通達 主題：歳入法典に定める法人所得税申告及び納税期限の延長(第2号)
2. 仏歴 2563(2020)年3月31日付財務省通達 主題：仏歴 2562(2019)年度の課税所得を対象とする個人所得税の納付義務者に対する申告及び納付期限延長措置(第2号)
3. 仏歴 2563(2020)年4月3日付財務省通達 主題：源泉徴収義務者、法人所得税送金義務者、付加価値税、特定事業税及び印紙税の申告、送金又は納付期限の延長措置(第2号)
4. 仏歴 2563(2020)年3月4日付産業振興局通達 主題：法人の総会開催時期に影響をもたらし得るコロナウイルス感染拡大対応措置
5. 仏歴 2563(2020)年3月25日付投資委員会通達第ポ一3/2563号 主題：法人税免税恩典のための申請書提出期限延期
6. 仏歴 2563(2020)年4月10日付労働省通達 主題：コロナウイルス感染拡大による雇用者及び被保険者の社会保険料の料率軽減に関する基準、手続き及び条件
7. 仏歴 2563(2020)年4月9日付労働省通達 主題：雇用者及び被保険者による社会保険料の送金申告書提出期限の延長措置
8. 仏歴 2563(2020)年4月2日付財務省通達 主題：特別な取引を有する者に関する情報の報告書提出義務者に対する最初の報告書提出期限延長措置
9. 仏歴 2563(2020)年4月19日付電子媒体を通じた通信会議に関する緊急勅令



10. 仏歴 2563(2020)年 5 月 12 日付財務省ニュース第 53/2563 号 主題：事業者のコロナウイルス感染予防の便宜に供するためのインターネットによる電子申告の期限延長措置